

# 室蘭放射線技師会規約

制定 昭和48年 9月 22日

改正 平成 3年 4月 26日 改正 平成 15年 5月 16日  
改正 平成 21年 5月 15日 改正 平成 23年 5月 13日  
改正 平成 24年 4月 20日 改正 平成 26年 4月 18日  
改正 平成 30年 4月 20日 改定 令和 3年 5月 27日

## 第1章 総則

- 第1条 本会は、室蘭放射線技師会という。
- 第2条 本会は、事務局を会長もしくは庶務担当理事の勤務先に置く。
- 第3条 本会は、診療放射線技師及び診療エックス線技師の資格を有するもので構成する。
- 第4条 本会に一般社団法人北海道放射線技師会の室蘭支部を置く。  
2 室蘭支部長は室蘭放射線技師会長が兼ねる。
- 第5条 本会は、会員の職業倫理及び技術の向上を図ることを目的とし、昭和21年4月1日設立する。
- 第6条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 会員の職業倫理の高揚  
(2) 学術講演会及び研究発表会の実施  
(3) 会員の福利厚生  
(4) 親睦会の実施  
(5) その他本会の目的達成に必要な事業

## 第2章 会計

- 第7条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって支弁する。
- 第8条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第9条 本会の会計予算は通常総会の承認を得なければならない。  
本会の会計決算は、監査の会計監査を経て、通常総会の承認を得なければならない。

## 第3章 会員

- 第10条 本会の会員は、次のとおりとする。  
(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した者  
(2) 名誉会員 本会の事業に顕著な功績のあった者につき理事会の選考を経た上、通常総会の承認を得た者  
(3) 永年会員 本会に20年以上在籍し、60歳以上の者

第11条 正会員は、別に定める会費をその年度当初に納入しなければならない。  
名誉会員及び永年会員の会費はこれを免除する。

第12条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第13条 会員は、退会しようとする時は、その旨を会長に届けなければならない。  
会員が死亡した時は、退会したものとみなす。

第14条 会員が次の各号のいずれかに該当する時は、総会において出席会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。  
(1) 本会の名誉又は会員としての名誉を毀損した時  
(2) 本会の目的に違反し又は秩序を乱した時  
(3) 正会員が、会費を2年以上納めない時

## 第4章 総会

第15条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第16条 (構成) 総会は、すべての会員をもって構成する。  
2 (議決権) 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。(決議)総会の決議は、この規約に別に定めるものを除き、議決権の過半数(代理行使分を含む)を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(議決権の代理行使) 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を提出して、他の正会員を代理人としてその議決権を代理行使させることができる。この場合に行使された議決権の数は出席した正会員の議決権の数に算入する。

第17条 通常総会は、毎年年度当初に開催する。  
臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。  
(1) 理事会が、必要と認めた時  
(2) 全会員の5分の1以上の開催の請求があった時

## 第5章 役員

第18条 本会は、次の役員を置く。  
(1) 会長 1名  
(2) 副会長 2名  
(3) 理事 若干名  
(4) 会計 1名  
(5) 監査 2名

第19条 役員を選出  
1. 会長、監査は総会において会員の中から選出する。  
2. 副会長、理事は会長が委嘱し、その中から1名を会計に充てる。

第 20 条 役員の任期は、2 年とする。 但し、再任を妨げない。

第 21 条 役員に役員としてふさわしくない行為があった時は、総会において出席会員の 4 分の 3 以上の同意により、これを解任することができる。

第 22 条 会長は、本会を代表し会務を統括する。  
副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。  
理事は、会の事務を分担し、会長、副会長ともに事故ある時は職務を代行する。  
会計は、出納の職務を行う。  
監査は、事業及び会計監査の職務を行う。

## 第 6 章 理事会

第 23 条 理事会は、会長、副会長、理事、会計をもって構成する。

第 24 条 理事会は、この規約に規定してあるもののほか、次の事項を決定する。  
(1) 総会の議決した事項の執行に関すること  
(2) 総会に付議すべき事項に関すること  
(3) その他総会の議決を必要としない業務の執行に関すること。

第 25 条 理事会は、会長が招集する。

第 26 条 理事会は、会長が必要と認めた時又は構成員の 3 分の 1 以上の開催の請求があった時、開催する。

第 27 条 会長は、必要と認める時は理事会の議決を経て、委員会を設置することができる。

## 第 7 章 規約の変更

第 28 条 規約の変更は、総会において出席会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

## 付 則

1. この規約は、平成 26 年 4 月 18 日より施行する。
2. この規約の施行について必要な事項は理事会の議決を経て定める。
3. この規約に定めない事項については北海道放射技師会定款に準ずる。

## 役員選挙管理規程

制定 平成 15 年 5 月 16 日

改正 平成 21 年 5 月 15 日

第 1 条 この規定は規約第 5 章に基づく役員の選出を民主的に能率よく運営することを目的とする

第 2 条 選挙をおこなうため当該年度当初に理事会の承認を得て、選挙管理委員会をおく。

第 3 条 選挙管理委員会は会員より選ばれた 2 名の委員により構成される。

第 4 条 選挙管理委員会は次の事務を行う。  
1. 選挙の告示。  
2. 役員候補者の届出の受理、資格審査及び候補者氏名の発表。  
3. 役員選挙における投票、開票の管理及び投票の有効、無効の判定。  
4. 選挙結果を総会に報告する。  
5. その他選挙管理に必要な事項

第 5 条 選挙管理委員の任期は 2 年とする

第 6 条 会長に立候補しようとする者、または推薦しようとする者は総会前までに選挙管理委員会に届出なければならない。ただし、推薦の場合は本人の同意を必要とする。

第 7 条 選挙は立候補届出のあった者について、会員の無記名投票により、会長は単記、監査については連記制とする。

第 8 条 投票は次の順序によって行う。

1. 会長
2. 監査

第 9 条 当選者はそれぞれの有効投票数を得たものから高点順に決める。

第 10 条 候補者が締切りを過ぎても役員定数を超えないときは無投票で当選者を決める。  
ただし、会長の信任投票は行う。

第 11 条 この規定は理事会の承認がなければ改廃できない。

## 会費に関する規定

制定 平成 21 年 5 月 15 日

## 互助規定

制定 平成 21 年 5 月 15 日

改定 平成 26 年 12 月 5 日

第 1 条 この規定は規約第 7 条および第 11 条に定める会費について必要事項を定めるものである。

第 2 条 会費額は年額 3,000 円とする。  
(2) 入会の時期による会費の相違はない。  
(3) 会費の納入期限は当該年度中とする。

第 3 条 会費未納のまま退会し、再度入会ようとする会員は、退会時における未納会費を全額納入しなければならない。

第 4 条 臨時または追加分のある時は、その都度徴収する。

第 5 条 会費納入は、本会の指定する方法により納入するものとする。

第 6 条 会員で、長期療養のため休職した者、女子で出産または育児で長期休職した者、また会の発展のための多額の寄付を行った者に対して会費免除を行う。

第 7 条 第 6 条の長期療養または長期休職の期間は 1 年以上とし、免除期間は 2 年を超えない。

第 8 条 会費免除申請は会長を経由して本会に申請するものとする。

附 則 1 この規定は理事会の決議により改定することができる。  
2 この規定は平成 21 年 5 月 15 日より実施する

第 1 条 この規定は規約第 6 条 3 項の「会員の福利厚生」の精神に則り、会員の団結を図り、共済を行うことを目的とする。

第 2 条 第 1 条の目的を達成するため下記の事業を行う。  
(1) 会員または配偶者が死亡の時は、弔電と弔慰金もしくは供花を贈ることができる。  
弔慰金は 10,000 円とする。  
(2) 会員の両親が死亡の時は、弔電を贈ることができる。  
(3) 会員が結婚する時は、祝電を贈ることができる。  
(4) その他、この規定に無い必要な互助給付事項が発生した場合は会長が判断し決定事項を理事会に報告する。

第 3 条 受給手続きは、該当者が会長に給付申請書を提出し、承認を得て給付を受けるものとする。  
但し、事由が発生して 3 ヶ月経過しても届け出がない場合は、本規定に定める事項は消失したものとする。

附 則 1 この規定は理事会の決議により改定することができる。  
2 この規定は平成 21 年 5 月 15 日より実施する。  
3 この規定は平成 26 年 12 月 5 日に一部改定し同日実施する